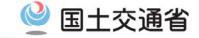
第1回 港湾施設の点検診断及び補修等対策技術に関する総合検討会資料

港湾施設の点検診断及び補修対策技術に関する総合 検討会について

平成25年9月2日 国土交通省 国土技術政策総合研究所





背景

中央自動車道笹子トンネルの天井版落下事故を契機として、我が国の社会インフラの点検について社会的関心が高まり、今後の更新時期を迎える対策費の増大など、これまで以上に維持管理に関する取組が問われている。

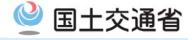
- ○社会資本の老朽化対策会議(平成25年1月)
 社会資本の維持管理・更新に関して当面講ずべき措置(平成25年3月)
- ○港湾法の一部改正(6月5日交付) 第56条の2の2 技術基準対象施設の維持は、定期的に点検を行うこと

東日本大震災では、地震により被災した港湾施設から隣接する航路に土砂が流出し、船舶 の航行が制限されたことから、大規模地震時にも緊急物資輸送が可能となるように、港湾施 設の適切な維持管理が必要である。

○港湾法の一部改正(6月5日交付) 第56条の2の21 民間事業者の施設の維持管理状況に関する勧告・命令 第56条の5 民間事業者の施設の維持管理に関する報告徴収・立入検査

設置趣旨

本検討会は、港湾施設の点検内容や頻度等の考え方を示す新たな基準(点検ガイドライン)及び民間事象者の港湾施設の維持管理状況の確認方法を検討を行うために設置するものである。



○港湾法[抄](昭和25年5月31日法律第218号)(平成25年6月5日公布)

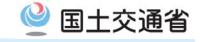
(港湾の施設に関する技術上の基準)

- 第五十六条の二の二 水域施設、外郭施設、係留施設その他の政令で定める港湾の施設(以下この項及び次項において「技術基準対象施設」という。)は、他の法令の規定の適用がある場合においては当該法令の規定によるほか、技術基準対象施設に必要とされる性能に関して国土交通省令で定める技術上の基準(以下「技術基準」という。)に適合するように、建設し、改良し、又は維持しなければならない。
- 2 前項の規定による技術基準対象施設の維持は、定期的に点検を行うことその他の国土交通省令で定める方法により行わなければならない。



- ・定期点検の方法等は省令で規定
 - → 改正港湾法公布日から6ヶ月年以内
- ・ 点検の方法等の詳細についてはガイドラインで規定

特定技術基準対象施設の維持管理状況の把握



(特定技術基準対象施設を管理する者に対する勧告等)

- 第五十六条の二の二十一 港湾管理者は、技術基準対象施設であつて、外郭施設その他の非常災害により損壊した場合において船舶の交通に支障を及ぼすおそれのあるものとして国土交通省令で定めるもの(以下「特定技術基準対象施設」という。)のうち、港湾管理者以外の者(国及び地方公共団体を除く。第五十六条の五第三項において同じ。)が管理するものが、技術基準に適合しなくなり、かつ、非常災害により損壊した場合において船舶の交通に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、当該特定技術基準対象施設を管理する者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- 2 港湾管理者は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

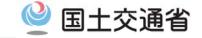
(報告徴収等)

第五十六条の五 略

- 2 略
- 3 港湾管理者は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、<u>港湾管理者以外の者で特定技術基準対象施設を管理するものに対し、当該特定技術基準対象施設の維持管理の状況に関し報告を求め、又はその職員に、当該特定技術基準対象施設を管理する者の事務所若しくは事業場に立ち入り、当該特定技術基準対象施設の維持管理の状況若しくは当該特定技術基準対象施設、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</u>



- 特定技術基準対象施設は省令で規定
 - → 改正港湾法公布日から1年以内
- 検査の方法等の詳細についてはガイドラインで規定



検討会の構成

総合検討会

点検・調査WG(ガイドラインについて集中的に検討)

技術基準適合性WG(技術基準の適合性及び立入検査時 チェックシートについて集中的に検討)

※有識者等で構成される検討会と、実務者等で構成されたワーキンググループ(WG)に分けて討議

主な検討項目

- ○港湾施設の維持管理(主に点検)に係る現状と課題の把握
- ○港湾施設の点検ガイドラインのあり方についての検討
- ○港湾施設の点検ガイドライン(案)の策定
- ○特定技術基準対象施設の維持管理状況(技術基準適合性)の把握方法

スケジュール(案)

平成25年9月2日 第1回総合検討会(ガイドライン検討の方向性など)

平成25年9月中旬 第1回点検・調査WG(ガイドラインの内容など)

平成25年10月下旬 第2回点検・調査WG(ガイドラインの詳細など)

平成25年11月上旬 第1回技術基準適合性WG(立入検査時チェックシートの内容など)

平成25年11月中旬 第2回総合検討会(ガイドラインと適合性のまとめ)

平成25年2月下旬 第3回総合検討会(ガイドライン解説資料など)